■■■ 昭和第一学園高等学校　募集要項　家庭科非常勤講師 ■■■

学校概要	設置法人　学校法人昭和第一学園 理事長　松本　禎之 校長　勝見　俊也 創立　1940年（昭和15年） 課程　全日制共学普通科4コース（英語・選抜進学・総合進学・デザイン） 教職員数　183名 生徒数　1，798名
募集種別及び 採用予定人数	非常勤講師　家庭科　　若干名　　（勤務開始　2027年4月1日より）
応募資格	・本校の建学の精神を理解し、本校での教育に強い意欲と情熱を持つ方 ・当該教科の高等学校教員免許を取得、または2027（令和9）年3月までに取得見込みの方 ・こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の前科がない方 ※児童生徒等の安全確保の観点から、採用にあたり、関係法令・ガイドラインに基づき必要な確認（例：性犯罪歴確認制度の対象となる場合は当該確認等）を実施します。 確認の結果によっては、採用を見送る又は内定を取り消す場合があります。
応募書類	①自筆履歴書(本校指定A3用紙) ※本校ホームページよりダウンロードし、写真貼付してください。 ※日中連絡可能な電話番号（携帯を含む）およびメールアドレスを明記してください。 ②卒業(修了)証明書または卒業(修了)見込証明書 ③成績証明書 ※大学・大学院の在学者および卒業・修了後2年以内の方のみ提出してください。 ④取得済みの教員免許状すべての両面写し、または教員免許状取得見込証明書 ※教員免許を更新した方は有効期間更新証明書または更新講習修了確認証明書の写しを提出してください。 ◇下線の証明書は写しでも構いません。但し、内定後には原本の提出をお願いいたします。 ◇応募書類は簡易書留やレターパックなど配達の記録が残る手段で郵送してください。 ◇提出された応募書類は採用選考の目的以外には一切使用いたしません。 ◇応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 ◇応募に必要な諸費用（交通費・郵送料）は各自ご負担ください。
応募期限	2026年11月30日（月）までに応募書類一式をご郵送ください。 ※応募書類受領後、順次選考を進めるため、期日前に募集を締め切る場合があります。
送付先及び お問合せ先	〒190－0003　東京都立川市栄町2－45－6　栄ビルディング2階 学校法人昭和第一学園　法人事務局　教員採用担当 （封筒等に「**家庭科非常勤講師応募書類在中**」と朱書きしてください。） TEL　042-536-1611（代）⇒4番　（月～金　9:00～16:00）　担当：法人事務局　岩﨑・堀井 Mail　iwasaki@sdg.ed.jp　又は　horiimi@sdg.ed.jp

※　次ページをご覧ください

選考方法	第1次選考 ： 書類選考 ※書類選考結果は順次メールで通知します 第2次選考 ： 模擬授業および面接 ※詳細は後日、1次選考通過者にメールで通知します
契約期間	2027年4月1日～2028年3月31日 ※雇用期間は単年度契約となります。但し、最長3年間を上限に更新する場合があります ※契約期間の評価により契約期間満了後、常勤講師として登用する場合があります
勤務条件	・勤務地　昭和第一学園高等学校 東京都立川市栄町2丁目45番地8 ・勤務日　応相談 ・授業数　応相談（週6時数～10時数想定） ・勤務時間は次の時限とし、出講表により担当する授業の勤務日及び授業時数とします （通常） 1時限 8:40～9:30、2時限 9:40～10:30、3時限 10:40～11:30 4時限 11:40～12:30、5時限 13:15～14:05、6時限 14:15～15:05 ・休日は日曜日、祝日、年末年始、夏季、創立記念日、都民の日、その他学園が定めた日 ・年次有給休暇は週の所定勤務日数に応じて付与します 週5日以上➤10日、 週4日➤7日、 週3日➤5日、 週2日➤3日、 週1日➤1日 ・職務は担当教科に関する業務および試験監督などの業務および必要な会議等の出席 ・勤務は学校行事その他業務上必要があるときは、勤務日時を変更して勤務していただくことがあります
給与・待遇	＜本学園の非常勤講師就業規則による＞ 【月額給与】 月額給与＝1校時単価×年度契約週持時間数×4週 （例）4，500円×週12時数×4週＝216，000円／月 【1校時単価】 3，500円 ・ 4，000円 ・ 4，500円 ※教員経験に応じて決定します 【通勤手当】 通勤手当は通勤距離片道1.5㎞以上の場合、交通費実費（1日分交通費×出勤日数）を、翌月の給与支給日に支給します（1か月の定期代を超える場合は定期代金を支給）。
その他	・社会保険 ： 健康保険・年金（私学共済）および雇用保険は週 16 時数以上で加入 ： 労災保険 ・福利厚生 ： 福祉事業（私学共済）、健康診断・予防接種の充実、メンタルヘルス支援、 特別有給休暇の付与 など

以上